旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 24 年３月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①有限会社トラベルジャパン　②第３種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第３－241号　④有限会社トラベルジャパン　宮城県仙台市若林区南小泉４丁目18番15号　代表取締役　渡邊吉明　⑤本社営業所　仙台市若林区南小泉４丁目18番15号　⑥平成８年９月10日　⑨平成24年２月13日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫仙台市若林区南小泉４丁目18番15号　有限会社トラベルジャパン　代表取締役　渡邊吉明

Ｂ　①イー・コラボレーション株式会社　②第３種旅行業　③長野県知事登録旅行業第３－430号　④イー・コラボレーション株式会社　長野県茅野市北山5513番地　代表取締役　篠原元文　⑤本社営業所　長野県茅野市北山5513番地　⑥平成13年２月28日　⑧平成18年２月28日　⑩250万円　⑪長野県知事　⑫長野県茅野市北山5513番地　イー・コラボレーション株式会社　代表取締役　篠原元文

Ｂ　①タピック沖縄株式会社　②第３種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第３－289号　④タピック沖縄株式会社　沖縄県南城市佐敷字新里1688　代表取締役　宮里好一　⑤本社営業所　沖縄県南城市佐敷字新里1688　⑥平成21年７月13日　⑧平成24年２月24日　⑩300万円　⑪沖縄県知事　⑫沖縄県南城市佐敷字新里1688　タピック沖縄株式会社　代表取締役　宮里好一

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 24 年３月 21 日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①有限会社ＲＯＵＴＥ　ＭＡＰ　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－647号　④有限会社ＲＯＵＴＥ　ＭＡＰ　北九州市八幡東区清田四丁目26番５号　取締役　和田哲　⑤本社営業所　北九州市八幡東区清田四丁目26番５号　⑥平成18年７月28日　⑦平成23年７月27日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①信南観光株式会社　②第２種旅行業　③長野県知事登録旅行業第２－27号　④信南交通株式会社（合併前、信南観光株式会社）　飯田市大通二丁目208番地　代表取締役　中島一夫　⑤本社営業所　飯田市鼎下山823番地１　⑥昭和30年３月28日　⑦平成24年２月１日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①弥刀観光　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－288号　④茂木妙　東大阪市源氏ケ丘７番28号　⑤本社営業所　東大阪市源氏ケ丘７番28号　⑥昭和38年12月11日　⑦平成24年２月16日　⑧60万円　⑨300万円

以上３件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 24 年３月 21 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①秋田プライウッド株式会社　②秋田県知事⑶1724　③代表取締役社長　井上篤博　④秋田市川尻町字大川反232番地　⑤1000万円　⑥秋田県知事　⑦秋田市川尻町字大川反232番地　秋田プライウッド株式会社　代表取締役社長　井上篤博

①ナカハラ興業　②福島県知事⑹70081　③中原茂　④福島県相馬市本笑字前田30番地　⑤1000万円　⑥福島県知事　⑦福島県相馬市中野字北川原122－１　ナカハラ興業　中原茂